

監査報告書

2020年5月21日

学校法人 酪農学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 小坂橋 正人



監事 石川 一雄



監事 庄月 正史



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人酪農学園寄附行為第16条の規程に従い、学校法人酪農学園の2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の、学校法人の業務、財産並びに理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、学校法人酪農学園監事監査規程に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。その結果を下記のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

私たちは、随時、理事会および評議員会に出席したほか、理事などから業務の執行および財産状況についての報告を聴取し、かつ、関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施し、業務の妥当性を検討し財産状況を調査した。

またEY新日本有限責任監査法人から、会計監査の計画、方法、監査品質に関する方針並びに監査報告を受け、計算書類の正確性を検討した。

2. 監査の結果

学校法人酪農学園の業務に関する決定および執行は適切である。ただし、附属高校の人件費については、今後、理事会・評議員会で十分な審議の上で決定を行うべきである。

計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表は、学校法人会計基準並びに関連諸規定に沿って、適正に処理されている。

業務または財産に関して、不正の行為、または、法令若しくは学校法人酪農学園寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上